

京都議定書の遵守手続

加藤久和
岩田成恭

まえがき

本資料は「京都議定書もとの遵守に関する手続及びメカニズム」(以下、「遵守手続」と略す)の邦訳である。国連気候変動枠組条約(以下、枠組条約と略す)第3回締約国会議において採択された京都議定書(以下、単に議定書というときはこれを指す)の発効を目指した交渉が、数度にわたる補助機関会合及び締約国会議において行われてきた。その結果、2001年10月29日から11月10日までモロッコのマラケシュにて開かれた第7回締約国会議において、京都議定書のいわゆる運用細則がマラケシュ合意(Marrakesh Accords)として取りまとめられた。ここで取り上げる「遵守手続」はそのマラケシュ合意の一部を構成するものである⁽¹⁾。

「遵守手続」は、簡潔に言えば、京都議定書の定める約束(commitments)を締約国が遵守する見込みがないとき、又は現に遵守していないときの対応を定めた制度である。これと類似の趣旨の制度として、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の「不遵守手続」を挙げうるが、それがさまざまな角度から注目されてきたのと同様、京都議定書の「遵守手続」も、今後各種の多数国間環境条約の研究において、また実務において、参照されることになると思われる。先に述べたとおり、「遵守手続」はマラケシュ合意の一部であり、また枠組条約及び京都議定書の条項が数多く登場することから、この「遵守手続」のみを読んでも理解が困難な箇所が含まれるが、「遵守手続」のこのような意義を考慮し、さしあたり「遵守手続」のみを訳出することとした。

(84) 京都議定書の遵守手続 (加藤・岩田)

「遵守手続」は17の節 (section) 及びその下の項 (paragraph) からなっており、一般的事項 (1、13及び16節)、組織的事項 (2、3、4、5、12及び17節) 及び手続の進行に関する事項 (6、7、8、9、10、11、14及び15節) に大別することができる。それぞれの特徴的な点について若干の説明を加える。

まず、一般的事項について述べる。「遵守手続」の目的は、議定書の約束の遵守を促進、推進及び強制することにある。また、「遵守手続」は、調停や国際裁判などの紛争解決手続 (議定書第19条及び枠組条約第14条参照) を害することなく運用される。基本的に「遵守手続」は、伝統的な紛争解決制度とは区別される制度である。

つづいて、組織的事項について述べる。第一に、「遵守手続」により設置される遵守委員会 (Compliance Committee) の委員 (20名) は、議定書の締約国からなる「議定書の締約国会合として機能する締約国会議」 (以下、締約国会合と略す) によって4年の任期で選出されるが、科学、技術、法律等の分野における高い専門的能力が求められ、政府代表でなく個人の資格で活動する。また締約国会合の遵守委員会に対する監督、関与の程度は限定されており、概して遵守委員会は独立性の高い機関となっている。第二に、遵守委員会には、促進部会 (Facilitative Branch) と強制部会 (Enforcement Branch) という2つの部会が置かれる。促進部会の役割は基本的に、締約国による遵守の推進及び不遵守の防止にある。他方で強制部会は、付属書 I に含まれる締約国による約束の不遵守の認定、及びそれに対する帰結 (consequence) の適用をその主要な任務とする。また両部会の活動の調整のため、各部会の議長、副議長からなるビューローが置かれる。

最後に、履行上の問題が提起された際の手続の進行に関する事項について述べる。第一に、遵守委員会に履行上の問題 (questions of implementation) を提起できるのは、専門審査チーム及び締約国であり、締約国会合その他の枠組条約・議定書機関、NGO 等は含まれない。な

お、締約国は他の締約国に関してのみならず、自国に関しても履行上の問題を提起できる。第二に、遵守委員会に提起された履行上の問題は、ビューローが各部会の任務に照らしていずれかの部会に割り当てる。つまり両部会は並立の関係にあり、いずれかが先に問題を処理するというわけではない。第三に、割当(allocation)を受けた部会は些事(*de minimis*)等の問題を選び分けるために予備審査(preliminary examination)を行い、委員による協議・検討を経て、決定の作成・採択へと進む。なお、強制部会では最終的な決定に至る前に、若干厳密な手続を経る。まず、当事国の要請により聴聞会(hearing)が開催される。つづいて不遵守の予備認定(preliminary finding)を行い、その認定に対する当事国の見解を受け付ける。その後、予備認定を確定する最終決定(final decision)を行う。強制部会の決定に対しては、それが温室効果ガスの排出抑制削減約束を定めた議定書第3条1項に関するもので、当事国が適正手続を否定されたと信じる場合には、締約国会合への上訴(appeal)が認められる。第四に、強制部会により適用される不遵守の帰結は、不遵守の認定を受け取る議定書の条項に対応して定められている。この点で、帰結の適用に関する強制部会の裁量は限定されたものとなっている。

以上、「遵守手続」の特徴的な点を述べてきた。この他にも当事国の参加の態様や透明性の程度等、触れるべき点は多くあるが、ここでは割愛する。最後に、「遵守手続」の交渉過程で最も大きな争点の1つとなり、締約国間で合意が得られないまま議定書発効後の締約国会合まで決定が先送りされている問題、すなわち「遵守手続」の法形式(legal form)について付言しておく。これは、議定書第18条後段が「拘束力のある帰結を含むこの条項に基づくいかなる手続及びメカニズムも、議定書の改正により採択される」と定めていることから問題となったものである。つまり第18条のもとで拘束力のある帰結を採用するためには議定書の改正が必要となるが、その場合には締約国会合による改正手続を経たうえで、発効要件を満たす必要があり、たとえ発効しても改正を受諾した締

〈86〉京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

約国に対してのみ効力を生ずることになる（議定書第20条参照）。他方で、帰結に拘束力を認めなければ、帰結の遵守をいかに確保するかという問題が生じるとともに、強制部会を設けたことの趣旨や、「後継約束期間における割当量から超過排出量の1.3倍を控除する」という措置を規定したことの意味が減殺されかねない。いずれにせよ、帰結の内容はすでに定められていることから、締約国会合では、（一部の）帰結に拘束力を認めるか否か、及びそれに応じて「遵守手続」を議定書の改正として採択するか否かにつき決定される見通しである。

なお、参考までに「遵守手続」のフローを図示すれば、次頁のとおりである。

註

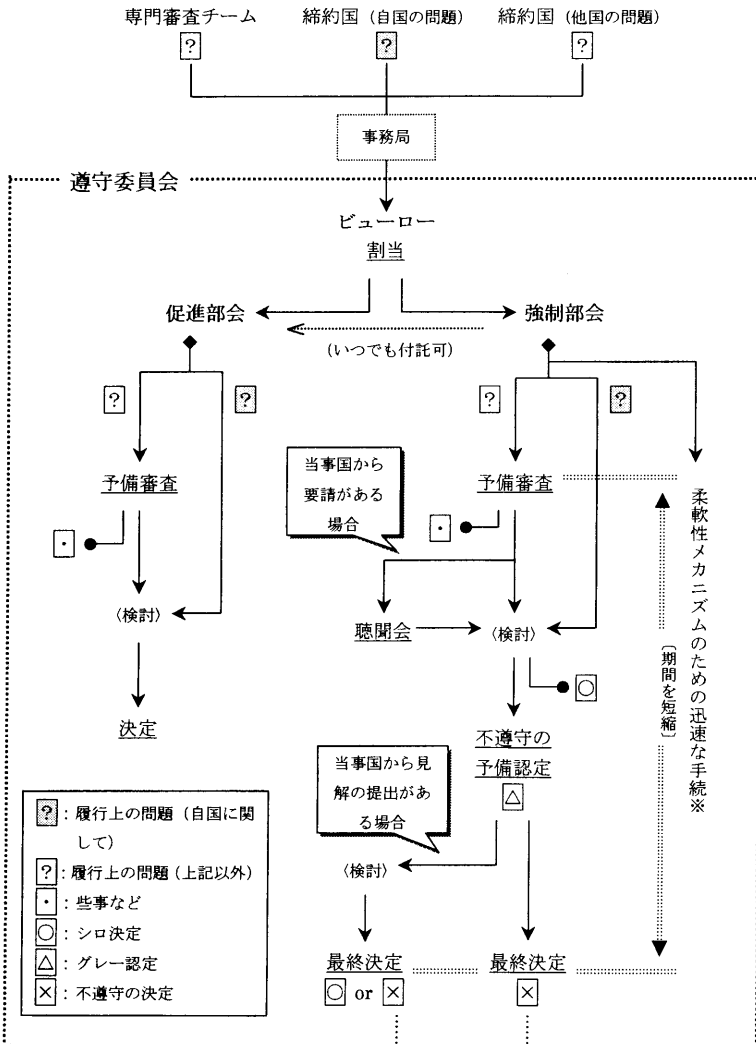
- (1) マラケシュ合意は、第7回締約国会議の報告書に収載されている。FCCC/CP/2001/13/Add.1-3 (21 January 2002), Decision 2/CP.7-24/CP.7参照。

本資料の邦訳は、FCCC/CP/2001/13/Add.3 (21 January 2002, English), Decision 24/CP.7に基づいている。なお、締約国会議の報告書等、関連文書は枠組条約事務局のホームページにて入手できる。[URL: <http://unfccc.int/>]

追記

本稿の校正中に本年4月10日の松井・香西・山手編『ベーシック条約集〔第3版〕』（東信堂）中に三重大学西村智朗助教授の手になる「京都議定書に基づく遵守に関する」手続及びメカニズム（京都議定書遵守手続）」の邦訳が掲載されていることを知り得た。本資料とあわせて参照されたい。

<図：手続のフロー>



※ 柔軟性メカニズム（共同実施；クリーン開発メカニズム；排出量取引）の利用の適格性に関する履行上の問題が提起された場合、所要期間が短縮された特別の手続を経る。

上訴の手続
(締約国会合)

〈88〉 京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

決定24/CP.7

京都議定書のもとの遵守に関する手続及びメカニズム
締約国会議は、

決定8/CP.4、15/CP.5、及びブエノスアイレス行動計画の実施について
のボン合意を記載した5/CP.6を想起し、

国際連合気候変動枠組条約京都議定書の第18条を想起し、

京都議定書のもとの遵守に関する手続及びメカニズムの作成に関する
共同作業部会の作業に謝意をもって留意し、

京都議定書の早期発効のための準備の必要性を認識し、

併せて京都議定書のもとの遵守に関する手続及びメカニズムの時宜を
得た運用のための準備の必要性を認識し、

この決定が第6回締約国会議第2部において達せられ、決定5/CP.6の
第8節に反映されている合意を尊重するものであることを認識し、

遵守に関する手続及びメカニズムの法形式を決定することは、京都議
定書の締約国会合として機能する締約国会議の専権であることに留意
し、

1. 京都議定書のもとの遵守に関する手続及びメカニズムを記載した、
以下に付属の文書を採択することを決定する。
2. 京都議定書の締約国会合として機能する締約国会議が、その第1回
会合において、京都議定書第18条に関連して、以下の付属書に記載の
とおり、遵守に関する手続及びメカニズムを採択することを勧告す
る。

第8回全体会合

2001年11月10日

付属書

京都議定書のもとの遵守に関する手続及びメカニズム
国際連合気候変動枠組条約（以下、条約という）第2条に述べられる、

条約の究極の目的のため、

条約、及び国際連合気候変動枠組条約京都議定書（以下、議定書という）の規定を想起し、

条約第3条に沿い、

第4回締約国会議により決定8/CP.4において採択されたマンダートに従って、

以下の手続及びメカニズムが採択された。

1. 目的

この手続及びメカニズムの目的は、議定書の約束の遵守を促進し、推進し、及び強制することである。

2. 遵守委員会

1. 遵守委員会（以下、委員会という）がここに設置される。
2. 委員会は、全体会合、ビューロー、及び2つの部会、すなわち促進部会と強制部会を通じて活動する。
3. 委員会は、議定書の締約国会合として機能する締約国会議により選出される20名の委員から構成される。そのうちの10名は促進部会のために、他の10名は強制部会のために選ばれる。
4. それぞれの部会は、その委員の中から議長及び副議長を選出する。その任期は2年とする。議長及び副議長のうち、1人は付属書Iに含まれる締約国から、1人は付属書Iに含まれない締約国から選ばれる。2つの部会の議長及び副議長は、委員会のビューローを構成する。それぞれの部会の議長職は、いかなる時も一方の議長は付属書Iに含まれる締約国から、他方は付属書Iに含まれない締約国からという方式で、付属書Iに含まれる締約国と付属書Iに含まれない締約国が交

〈90〉京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

代で務める。

5. 委員会のそれぞれの委員のために、議定書の締約国会合として機能する締約国会議は代理の委員を選出する。
6. 委員会の委員及びその代理の委員は、個人の資格で活動する。それらの者は、気候変動に関して、及び科学、技術、社会経済、又は法律の分野等の関連する分野において、顕著な能力を有する。
7. 促進部会及び強制部会はその活動において相互に交流し協力する。さらに必要な場合には、個別の事案ごとに、委員会のビューローは一方の部会の1人又はそれ以上の委員を他方の部会の作業に投票権なしで参加するよう指名することができる。
8. 委員会による決定の採択は、少なくとも4分の3の定足数を要する。
9. 委員会は、いかなる決定についても、コンセンサスにより合意に達するようあらゆる努力をする。コンセンサスに達するための全ての努力が尽きた場合、決定は、最後の手段として、出席しかつ投票する委員の少なくとも4分の3の多数決により採択される。加えて、強制部会による決定の採択は、出席しかつ投票する付属書Iに含まれる締約国の委員の過半数、及び出席しかつ投票する付属書Iに含まれない締約国の委員の過半数を要する。「出席しかつ投票する委員」とは、出席し、かつ賛成の又は反対の票を投じる委員をいう。
10. 委員会は、条約の補助機関会合と併せて開かれることが望ましいことを考慮して、別段の決定をしない限り、少なくとも年2回開かれる。
11. 委員会は、議定書第3条6項に従い、及び条約第4条6項を考慮して、議定書の締約国会合として機能する締約国会議によって、市場経済への移行過程にある付属書Iに含まれる締約国に対して許容される程度の柔軟性を考慮する。

3. 委員会の全体会合

1. 全体会合は促進部会及び強制部会の委員からなる。ふたつの部会の議長は全体会合の共同議長となる。
2. 全体会合の役割は以下のとおりである。
 - (a)委員会の活動について、各部会によってなされた決定の一覧を含めて、議定書の締約国会合として機能する締約国会議の通常会合に報告すること
 - (b)議定書の締約国会合として機能する締約国会議から受けた、下記12節(c)にいう一般的な政策ガイダンスを適用すること
 - (c)委員会の効果的な活動のため、議定書の締約国会合として機能する締約国会議に、運営及び予算に関する事項を提言すること
 - (d)議定書の締約国会合として機能する締約国会議がコンセンサスで採択するために、機密性、利害の抵触、政府間組織及び非政府間組織による情報の提出、並びに翻訳についての規則を含め、必要となるさらなる手続規則を作成すること
 - (e)委員会の効果的な活動のため、議定書の締約国会合として機能する締約国会議が要請するその他の役割を担うこと

4. 促進部会

1. 促進部会は次のとおり構成される。
 - (a)締約国会議のビューローにおける近時の慣行に反映される利益グループを考慮に入れ、国際連合の5つの地域グループからそれぞれ1名ずつ、及び開発途上小島嶼国から1名
 - (b)付属書 I に含まれる締約国から2名
 - (c)付属書 I に含まれない締約国から2名
2. 議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、5名を任期2年

〈92〉京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

で、5名を任期4年で選出する。その後は、議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、新たな5名を任期4年で選出する。委員は2期より多く継続して選出されない。

3. 促進部会の委員を選ぶ際には、議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、上記2節6項にいう諸分野の能力がバランスよく反映されるようにする。
4. 促進部会は、条約第3条1項にいう共通だが差異のある責任の原則及び各締約国の能力を考慮に入れ、議定書の履行に際し締約国に助言と促進策を提供し、及び締約国による議定書のもとの約束の遵守を推進する責任を負う。また、促進部会は対象とする問題に関連する事情を考慮する。
5. 促進部会は、本節4項に特定されるその任務の全体において、及び下記5節4項に特定される強制部会の任務を除いて、以下の履行上の問題に対処する責任を負う。
 - (a) 議定書第3条14項に関するもの（付属書Iに含まれる締約国が議定書第3条14項の履行にどのように取り組んでいるかについての情報の検討から生じる履行上の問題を含む）
 - (b) 議定書第3条2項のもとで行われる報告を考慮に入れ、付属書Iに含まれる締約国による国内対策に補完的なものとしての議定書第6条、第12条及び第17条の利用についての情報の提供に関するもの
6. 促進部会はさらに、遵守を推進し及び潜在的な不遵守について早期に注意を発するという目的をもって、以下の遵守のために助言と促進策を提供する責任を負う。
 - (a) 約束期間の開始に先立つ、及び約束期間中の、議定書第3条1項の約束
 - (b) 第一約束期間の開始に先立つ、議定書第5条1項及び2項の約束
 - (c) 第一約束期間の開始に先立つ、議定書第7条1項及び4項の約束
7. 促進部会は、下記14節に定める帰結を適用することに責任を負う。

5. 強制部会

1. 強制部会は次のとおり構成される。
 - (a) 締約国会議のビューローにおける近時の慣行に反映される利益グループを考慮に入れ、国際連合の5つの地域グループからそれぞれ1名ずつ、及び開発途上小島嶼国から1名
 - (b) 付属書 I に含まれる締約国から2名
 - (c) 付属書 I に含まれない締約国から2名
2. 議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、5名を任期2年で、5名を任期4年で選出する。その後は、議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、新たな5名を任期4年で選出する。委員は2期より多く継続して選出されない。
3. 議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、強制部会の委員を選ぶ際には、その委員が法律的な経験を有するという条件を満たすようにする。
4. 強制部会は、付属書 I に含まれる締約国が以下を遵守しているか否かを決定する責任を負う。
 - (a) 議定書第3条1項の数量化された排出抑制又は削減約束
 - (b) 議定書第5条1項及び2項、並びに第7条1項及び4項の、方法及び報告に関する要件
 - (c) 議定書第6条、第12条及び第17条の適格性要件
5. 強制部会はさらに、以下を適用するか否かを決定する。
 - (a) 議定書第8条の専門審査チームと締約国の間で見解の不一致が生じた場合の、議定書第5条2項の目録の調整
 - (b) 取引〔transaction〕の妥当性について、又は締約国が修正措置をとらなかったことについて、議定書第8条の専門審査チームと締約国の間で見解の不一致が生じた場合、議定書第7条4項の割当量の積算及び計算のためのデータベースの修正

〈94〉 京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

6. 強制部会は、本節 4 項にいう不遵守の場合に、下記15節に定める帰結を適用することに責任を負う。強制部会によって適用される議定書第 3 条 1 項の不遵守の帰結は、環境の一体性〔environmental integrity〕を確保するための遵守の回復を目的とし、遵守へ導く誘因を提供するものとする。

6. 提出

1. 委員会は、事務局を通じて、議定書第 8 条の専門審査チームの報告に示された履行上の問題を、報告の対象とされる締約国の意見が記された書面と併せて受理する。また、委員会は、事務局を通じて、以下から提出される履行上の問題を受理する。

(a) 自国に関して、全ての締約国

(b) 他の締約国に関して、全ての締約国(それを証明する情報を要する)

2. 本節 1 項のもとで提出される履行上の問題について、事務局はただちに、履行上の問題が提起された締約国（以下、当事国という）に通知し、利用できるようにする。

3. 委員会は、本節 1 項にいう報告に加えて、専門審査チームのその他の最終的な報告を、事務局を通じて受理する。

7. 割当及び予備審査

1. 委員会のビューローは、4 節 4-7 項及び 5 節 4-6 項に定める各部会の任務に従って、履行上の問題を適当な部会に割り当てる。

2. 割り当てられた部会は、締約国から自国の問題について提起された場合を除き、履行上の問題について予備審査を行う。予備審査は以下の点を確保するために行われる。

(a) 当該問題が十分な情報により支持されること

- (b)当該問題が些事〔*de minimis*〕又は誤認〔*ill-founded*〕でないこと
 - (c)当該問題が議定書の要件にもとづいていること
3. 履行上の問題の予備審査は、部会がその問題を受理した日から3週間以内に完了する。
 4. 履行上の問題の予備審査後、当事国は、事務局を通じて、書面により決定の通知を受ける。さらに、手続を進めるといふ決定の場合は、当事国は、事務局を通じて、履行上の問題を同定する声明、当該問題の根拠となる情報、及び当該問題を検討する部会について提示を受ける。
 5. また、議定書第6条、第12条及び第17条の付属書Iに含まれる締約国に関する適格性要件の審査の場合、強制部会はただちに、事務局を通じて、当該条項の適格性要件に関する履行上の問題について手続を進めないという決定を、当事国に書面で通知する。
 6. 手続を進めないことの決定は、事務局により、他の締約国及び一般に利用できるようにされる。
 7. 当事国は、履行上の問題に関する全ての情報、及び手続を進めることの決定について、書面で意見を提出する機会を与えられる。

8. 一般的手続

1. 履行上の問題の予備審査に続き、本節に定める手続は、この手続及びメカニズムに別段の定めがある場合を除き、委員会に適用される。
2. 当事国は、部会による履行上の問題の検討の間、それを代表する1人又はそれ以上の者を指名することができる。その締約国は、部会の決定の作成及び採択には参加できない。
3. 各部会は、以下から提供される情報にもとづいて協議を行う。
 - (a)議定書第8条の専門審査チームの報告
 - (b)当事国

(96) 京都議定書の遵守手続 (加藤・岩田)

(c)他の締約国に関して履行上の問題を提出した締約国

(d)締約国会議、議定書の締約国会合として機能する締約国会議、並びに条約及び議定書の補助機関の報告

(e)他方の部会

4. 適当な政府間及び非政府間組織は、事実に関する、及び技術的な関連情報を当該部会に提出することができる。
5. それぞれの部会は専門家の助言を求めることができる。
6. 部会により検討されたあらゆる情報は、当事国に利用できるようにされる。当該部会は当事国にその情報のどの部分を検討したかを明らかにする。当事国は、その情報に関して書面で意見を提出する機会を与えられる。また、部会によって検討された情報は、機密性に関する規則を前提として、一般に利用できるようにされる。ただし、部会が、自発的に又は当事国の要請にもとづいて、当事国により提供された情報を最終的な決定まで一般に公開しないと決定する場合はこの限りでない。
7. 決定は結論及び理由を含む。部会はただちに、事務局を通じて、その決定を結論及び理由を含めて当事国に書面で通知する。事務局は最終決定を他の締約国及び一般に利用できるようにする。
8. 当事国は部会の決定に関して書面で意見を提出する機会を与えられる。
9. 当事国が要請する場合、6節1項のもとで提出された履行上の問題、7節4項の通知、本節3項の情報、並びに結論及びその理由を含む部会の決定は、国際連合の6つの公式言語のうちの1つに翻訳される。

9. 強制部会の手続

1. 7節4項の通知を受理した日から10週間以内に、当事国は強制部会

- に、部会に提出された情報への反論を含めて、書面を提出できる。
2. 7節4項の通知を受理した日から10週間以内に当事国から書面で要請があった場合、強制部会は、当事国がその見解を表明するための聴聞会を開く。聴聞会は、その要請又は本節1項の書面による提出を受理した日の、いずれか遅いほうから4週間以内に行われる。当事国は、聴聞会において専門家の証言又は意見を表明できる。聴聞会は公開で行われる。ただし、強制部会が、自発的に又は当事国の要請にもとづいて、その一部又は全部を非公開で行うと決定する場合はこの限りでない。
 3. 強制部会は、聴聞会において又は書面によりいかなるときでも、当事国に質問をし、及び説明を求めることができる。当事国は、その後6週間以内に回答を提示する。
 4. 本節1項の当事国からの書面による提出を受理した日から4週間、又は本節2項に従う聴聞会の日から4週間、又は7節4項の通知から14週間の、いずれか最も遅い日までに当事国が書面を提出しない場合、強制部会は以下のいずれかの行動をとる。
 - (a)当事国が5節4項にいう1つ又はそれ以上の議定書の条項の約束を遵守していないという、予備認定を採択する。
 - (b)(a)以外の場合には、当該問題についてそれ以上手続を進めないことを決定する。
 5. 予備認定、又は手続を進めないことの決定は、結論及びその理由を含む。
 6. 強制部会はただちに、事務局を通じて、その予備認定、又は手続を進めないことの決定を、当事国に書面で通知する。事務局は、手続を進めないことの決定を、他の締約国及び一般に利用できるようにする。
 7. 予備認定の通知を受理した日から10週間以内に、当事国は強制部会にさらなる書面の提出を行うことができる。当事国が当該期間内にその提出を行わない場合、強制部会はただちにその予備認定を確定する

〈98〉 京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

最終決定を採択する。

8. 当事国がさらなる書面を提出した場合、強制部会は、その書面を受理した日から4週間以内に、その書面を検討し、及び最終決定を採択する。その最終決定は、予備認定の全体又は特定される一部が確定されるか否かを示すものである。
9. 最終決定は結論及びその理由を含む。
10. 強制部会はただちに、事務局を通じて、その最終決定を当事国に書面で通知する。事務局は、最終決定を他の締約国及び一般に利用できるようにする。
11. 強制部会は、個々の事案の状況に応じて、本節に定める期限を延長することができる。
12. 強制部会は、適当な場合にはいつでも、履行上の問題を検討のため促進部会に付託することができる。

10. 強制部会における迅速な手続

1. 履行上の問題が、議定書第6条、第12条及び第17条の適格性要件に関わる場合、以下を除き、7節から9節が適用される。
 - (a) 7節2項にいう予備審査は、強制部会が履行上の問題を受理した日から2週間以内に完了する。
 - (b) 当事国は、7節4項の通知を受理した日から4週間以内に、書面による提出を行うことができる。
 - (c) 7節4項の通知を受理した日から2週間以内に当事国が書面で要請する場合、強制部会は、その要請又は上記(b)の書面を受理した日の、いずれか遅いほうから2週間以内に、9節2項にいう聴聞会を開く。
 - (d) 強制部会は、予備認定又は手続を進めないことの決定を、7節4項の通知から6週間以内、又は9節2項の聴聞会から2週間以内の、いずれか短いほうの期間内に採択する。

- (e)当事国は、9節6項にいう通知を受理した日から4週間以内に、さらなる書面の提出を行うことができる。
- (f)強制部会は、9節7項にいうさらなる書面の提出を受理した日から2週間以内に、最終決定を採択する。
- (g)9節に定める期間は、強制部会の意見において、上記(d)及び(f)に従って行われる決定の採択を妨げない場合にのみ適用する。
2. 議定書第6条、第12条及び第17条の付属書Iに含まれる締約国の適格性が、15節4項のもとで停止された場合、当事国はその適格性を回復するための要請を、専門審査チームを通じて、又は強制部会に直接、提出することができる。強制部会は、当事国の適格性に関する履行上の問題がもはや存在しないことを示す専門審査チームの報告を受理した場合、当事国の適格性を回復する。ただし、強制部会が履行上の問題が継続していると判断する場合はこの限りでなく、その場合には本節1項にいう手続が適用される。当事国により直接提出される要請に対して、強制部会はできる限りすみやかに、当事国の適格性に関して履行上の問題がもはや存在しないことを決定し、当事国の適格性を回復するか、本節1項にいう手続を適用することを決定する。
3. 議定書第17条の移転をする締約国の適格性が15節5項(c)のもとで停止された場合、その締約国は強制部会に適格性の回復を要請できる。15節6項に従って締約国から提出される遵守行動計画、及び排出傾向に関する情報を含めて締約国から提出される進捗状況の報告にもとづいて、強制部会は当該締約国の適格性を回復する。ただし、強制部会が、不遵守と決定された約束期間に続く期間（以下、後継約束期間という）における数量化された排出抑制又は削減約束を、当該締約国が達成しうることを証明していないと決定する場合はこの限りではない。強制部会は、本節1項にいう手続を、本項の手続の目的に応じて変更し、適用する。
4. 議定書第17条の移転をする締約国の適格性が15節5項(c)のもとで停

〈100〉 京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

止された場合、強制部会は、後継約束期間の最終年に関する議定書第8条の専門審査チームの報告、又は強制部会の決定を通じて、当該締約国が後継約束期間における数量化された排出抑制又は削減約束の達成を証明したときはただちに、その締約国の適格性を回復する。

5. 議定書第5条2項の目録の調整を適用するか否かについて見解の不一致が生じた場合、又は議定書第7条4項の割当量の積算及び計算のためのデータベースの修正を適用するか否かについて見解の不一致が生じた場合、強制部会は、その見解の不一致について書面で提出がなされてから12週間以内に、その問題に関して決定する。その場合には、強制部会は専門家の助言を求めることができる。

11. 上訴

1. 最終決定がなされた締約国は、適正手続が否定されたと信じる場合は、議定書第3条1項に関する強制部会の決定に対して、議定書の締約国会合として機能する締約国会議に上訴することができる。
2. 上訴は、強制部会の決定を提示された後45日以内に、事務局に申し立てる。議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、上訴の申立後最初の会合で、当該上訴を検討する。
3. 議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、強制部会の決定を覆す場合には、その会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3の多数決をもってする。その場合、議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、当該事案を強制部会に差し戻す。
4. 強制部会の決定は、上訴についての決定まで効力を有する。強制部会の決定は、上訴の提起がない場合、45日後に確定する。

12. 議定書の締約国会合として機能する締約国会議との関係

議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、

- (a) 議定書第 8 条 5 項及び 6 項に従って専門審査チームの報告を検討するに際して、下記(c)にいう一般的な政策ガイダンスにおいて示される一般的な問題を同定する。
- (b) 作業の進捗状況に関する全体会合の報告を検討する。
- (c) 議定書の補助機関の作業に示唆を与える履行に関する問題に対するものを含めて、一般的な政策ガイダンスを提示する。
- (d) 運営及び予算に関する事項の提言に関して決定を採択する。
- (e) 11 節に従って、上訴を検討し及び決定する。

13. 約束を果たすための追加的な期間

議定書第 3 条 1 項の約束を達成するため、締約国は、約束期間の最終年における議定書第 8 条の専門審査プロセスの完了のために議定書の締約国会合として機能する締約国会議により定められた日から 100 日後まで、議定書第 6 条、第 12 条及び第 17 条の、排出削減単位、認証された排出削減量、割当量単位及び除去単位を、先行する約束期間から獲得することを継続でき、また、他の締約国はその締約国にそれらを移転することができる。ただし、締約国の適格性が、15 節 4 項に従って停止されていないことを要する。

14. 促進部会によって適用される帰結

促進部会は、共通だが差異のある責任及び各締約国の能力を考慮して、以下の帰結の 1 つ又はそれ以上の適用を決定する。

- (a) 議定書の履行に関する、各締約国への助言の提供及び支援の促進
- (b) 開発途上締約国のために条約及び議定書のもとで設立された供給源以外からの技術移転及びキャパシティー・ビルディングを含む、当

事国への資金的及び技術的支援の促進

(c)条約第4条3項、4項及び5項を考慮して、技術移転及びキャパシティー・ビルディングを含む、資金的及び技術的支援の促進

(d)条約第4条7項を考慮して、当事国への勧告の作成

15. 強制部会によって適用される帰結

1. 強制部会は、ある締約国が議定書第5条1項もしくは2項、又は第7条1項もしくは4項の不遵守の状況にあると決定する場合、当該締約国の不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、以下の帰結を適用する。

(a)不遵守の宣言

(b)本節2項及び3項に従う計画の作成

2. 本節1項にいう不遵守の締約国は、不遵守の決定から3ヵ月以内に、又は強制部会が適切と考えるそれ以上の期間内に、審査及び評価のため、以下の事項を含む計画を強制部会に提出する。

(a)当該締約国の不遵守の原因の分析

(b)不遵守の回復のため、当該締約国が実施しようとする措置

(c)(b)にいう措置に係る実施の進捗状況を評価するため、その措置を実施するための12ヵ月を超えない期間内での計画表

3. 本節1項にいう不遵守の締約国は、定期的に、計画の実施についての進捗状況の報告を強制部会に提出する。

4. 強制部会は、付属書Iに含まれる締約国が議定書第6条、第12条及び第17条の適格性要件の1つ又はそれ以上を満たしていないと決定する場合、それらの条項の関連する規定に従って、当該締約国の適格性を停止する。適格性は、当事国の要請にもとづき、10節2項の手続に従って回復されうる。

5. 強制部会は、締約国の排出量とその割当量（それは、13節に従って

当該締約国が獲得する排出削減単位、認証された排出削減量、割当量単位及び除去単位を考慮に入れ、議定書の付属書 B に示す数量化された排出抑制又は削減約束に応じて、並びに議定書第 3 条の規定及び議定書第 7 条 4 項の割当量の計算のための様式に従って計算される) を超過していると決定する場合、当該締約国による議定書第 3 条 1 項の約束の不遵守を宣言し、以下の帰結を適用する。

- (a) 超過排出量の 1.3 倍に相当する量 (トン) の、当該締約国の第二約束期間における割当量からの控除
 - (b) 本節 6 項及び 7 項に従う遵守行動計画の作成
 - (c) 10 節 3 項又は 4 項に従って適格性が回復するまでの、議定書第 17 条のもとで移転を行う適格性の停止
6. 本節 5 項にいう不遵守の締約国は、不遵守の決定から 3 ヶ月以内に、又は個々の事案の状況に応じて強制部会が適切と考えるそれ以上の期間内に、審査及び評価のため、以下の事項を含む遵守行動計画を強制部会に提出する。
- (a) 当該締約国の不遵守の原因の分析
 - (b) 国内の政策及び措置に優先順位を置きつつ、当該締約国が後継約束期間におけるその数量化された排出抑制又は削減約束を達成するために実施しようとする行動
 - (c) (b) にいう行動に係る実施の進捗状況を評価するため、その行動を実施するための、3 年を超えない期間又は後継約束期間の終了のいずれか早いほうまでの期間内の計画表。締約国の要請にもとづき、強制部会は、個々の事案の状況に応じて、上記 3 年を最長とする範囲で、当該行動を実施するための期間を延長することができる。
7. 本節 5 項にいう不遵守の締約国は、毎年、遵守行動計画の実施についての進捗状況の報告を強制部会に提出する。
8. 後継約束期間のための、本節 5 項(a)にいう割合は、改正によって決定される。

〈104〉 京都議定書の遵守手続（加藤・岩田）

16. 議定書第16条及び第19条との関係

遵守に関する手続及びメカニズムは、議定書第16条及び第19条を害することなく運用される。

17. 事務局

議定書第14条にいう事務局は、委員会の事務局を兼ねる。